

## 第283回青森県私立学校審議会 議事録

**1 日 時** 平成26年11月17日(月) 13時30分から15時00分まで

**2 場 所** 県庁議会棟6階 第1委員会室

**3 出席委員** 昆委員、田澤委員、花田委員、鷹山委員、大島委員、下山委員、  
川守田委員、日景委員

**4 欠席委員** 木浪委員、鈴木委員

**5 事務局** 工藤総務部次長ほか6名

**6 議事録署名委員** 川守田委員、日景委員

### 7 案 件

#### (1) 諒問・答申事項

○私立幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可

第1号 若草幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可

第2号 ひまわり幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可

第3号 藤崎幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可

○私立高等学校収容定員(増)に係る学則変更認可

第4号 青森明の星高等学校普通科及び英語科収容定員(増)に係る学則変更  
認可

○私立高等学校収容定員(減)に係る学則変更認可

第5号 八戸工業大学第二高等学校収容定員(減)に係る学則変更認可

### 8 会議の公開状況

全部公開

**9 傍聴者** 3名

## 10 議事概要

### <開会>

**事務局:**ただいまから、第283回青森県私立学校審議会を開会いたします。

開会に当たりまして、工藤総務部次長より御挨拶を申し上げます。

**工藤次長:**第283回青森県私立学校審議会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、私立学校の設置廃止など、重要な案件につきまして御審議いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

昨今の私立学校を取り巻く環境は、急速な少子化の進行や様々な課題がありますが、私立学校には、時代の変化に対応した自主・自律性の高い学校経営が求められているところであります。そのためには、委員の皆様の御意見が非常に重要な役割を果たすものと認識しております。

本日は、5つの案件について御審議等をいただくこととなっておりますが、委員の皆様には、忌憚のない意見交換を行っていただき、御審議のほどよろしくお願ひします。

簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。

**事務局:**青森県私立学校審議会運営規則第5条第3項により、会議の開催については委員の過半数の出席が必要とされておりますが、本日は委員10名中8名が出席しており、本日の会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、昆会長に議長として議事の進行をお願いします。

**議長(昆会長):**会議に入ります。

まず、会議録署名委員を指名します。川守田委員と日景委員を指名しますので、よろしくお願いします。

### <会議の公開>

**議長:**会議の公開についてですが、審議会は原則として公開することとしております。

委員の皆様には、既に本日の資料を配付しておりますが、いずれの案件につきましても、これを公開したとしても、必ずしも法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えませんので、原則どおり公開で行うこととします。

なお、審議の過程で個人や法人情報等について審議等を行う必要が生じた場合には、会議を途中から非公開とすることもありますので、御承知おきください。

## <諮問>

**議長:**次第2「諮問・答申事項」に入ります。

(事務局から各委員に諮問書の写しを配付)

**議長:**あらかじめ、諮問書の写しが皆様のお手元に配付されておりますが、知事から諮問のありました事項について、審議して参ります。

諮問事項は5件ありますが、まず、諮問第1号「若草幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可」、諮問第2号「ひまわり幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可」及び諮問第3号「藤崎幼稚園収容定員(減)に係る園則変更認可」については、同様の案件ですので、事務局から一括して説明願います。

**事務局:**(資料に基づき説明)

**議長:**ただいま説明いただいたように、3つの幼稚園の変更の理由はいずれも収容定員と実員との乖離が生じており、定員を実情に合うように減じたいということです。

このうち、ひまわり幼稚園だけが30名2学級から15名1学級に学級数を減らしており、他の2つの幼稚園については定員は減らすものの学級数については変更がないということですが、これらの事項について御質問や御意見などございますでしょうか。

**日景委員:**こういった変更認可を出される際に、付随する書類はないんでしょうか。と言いますのも、3つの幼稚園とも収容定員を減ずるということですが、減じたとしても、実員は半分程度であり、定員と実員とがかなり乖離しているのではないかと思います。今回、変更認可をしても、数年後にまた同じようなことになってしまってはあまり意味がないと思います。ですから、これなら認められるといった、審議の参考となるような補足資料を出していただければと思うのですが、その辺についてお話し願えないでしょうか。

**議長:**まず、知事から諮問される前に、県では関係書類をチェックしまして、重要な問題がないか確認していると思います。また、関係資料についても、必要があると県で考えた場合には、それを添付して、委員の方々に検討してもらうということになると思います。

それから、また、何年か後に同じようなことになるのではないかというのは、非常に切実な問題なのですが、この審議会としては、私学の独自性とか自立性を最大限尊重し、私学の振興により良い方向に意見を述べていくことですので、地域の子どもや保護者の方たちにとって影響がないのであれば、法人の自主性を尊重していきたいというのが、

趣旨かと思うのですが。

しかし、内容について、心配があるということがあれば、県知事に意見として上げることができることになっております。ですから、何年か後のことを考えて、この3幼稚園とも大丈夫なのかという点について、県で、どのようにチェックされたのかということを御紹介いただきたいと思います。

**事務局:**審議会の趣旨という点については、ただいま議長からお話をいただいたとおりです。

実員が収容定員を下回っている場合において、定員を減じさせるという、明確な根拠規定はなく、設置者の意向を尊重するということが第一になります。日景委員御指摘のとおり、5年間の推移をみると、数年後にまた同じような懸念が生じるのではないかということはあります、今回は現在の90名から50名へと半数近くまで減らすとすることをありますし、収容定員を実人員ギリギリまで近づけますと、実人員が増えた場合についての不安もありますし、ある程度、余裕をもって変更するということだと承知しております。

**議長:**ただいま、定員減の場合について御説明がありましたが、定員増という場合は、他の幼稚園にも影響を及ぼすことが考えられますので、審議会においては調整していくかなければならないと思います。ただし、そちらの方だけが強く出て、収容定員が少なくなつて、地域の子どもたちにとって不利益になるような影響が出る場合には意見を付すことになると思いますが、そうならない場合は法人の考えを尊重するというのがこれまでの考え方です。将来の園児数の見込みや地域の状況を考えて問題はないと思われるが、事務局で判断したものといたします。

定員増の場合には、相當に議論しておりますし、意見を出し、場合によっては計画を変更してもらうこともあります。

**花田委員:**この3つの幼稚園については、幼保の連携はされているのでしょうか。

それから、弘前市は分かるのですが、五所川原市と藤崎町はどのくらい幼稚園があるのかについて、教えていただきたいのですが。

**事務局:**幼保連携型認定こども園として機能があるかということでお話しますと、3つの幼稚園とも現在はその機能はなく、今後も幼稚園のまま続けていく意向だと聞いております。

また、現在、弘前市には若草幼稚園も含めて、幼稚園が14、五所川原市にはひまわり幼稚園を含めて5、藤崎町には藤崎幼稚園のみとなっています。

**議長:**幼稚園によってはあまり減になっていないところもあれば、相当減になっているところもあります。市町村によっては人口減少が激しい地域があり、若い方が多い地域があり、いろいろな状況があって、それをどうするかという問題があるかと思います。

**川守田委員:**若草幼稚園とひまわり幼稚園は分かるんですが、藤崎幼稚園は40名から30名に減らすことによって、経営上何か影響があるのでしょうか。教員も学級数の減もありませんし。今後このような幼稚園が増えていくかと思うのですが、定員だけを減らすということについて、メリットがあるのでしょうか。

**議長:**教員も学級数も減らさないのであれば、今の定員のままでよいのではないかということですが、定員と実員とで乖離があった場合、県で指導はしているのですか。

**事務局:**基本的には設置者の意向を尊重することにしていますが、あまりに乖離していると、その定員 자체が意味をなさないということになりますので、実態を勘案した収容定員の変更について助言しているところです。

**議長:**他にございませんでしょうか。

他に御意見がなければ、諮問第1号、第2号及び第3号について、認可することが適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議はございませんか。

**各委員:**(異議なし)

**議長:**それでは、審議の結果、諮問第1号、諮問第2号及び第3号については、認可が適当であると答申するものとします。

**議長:**次に、諮問第4号「青森明の星高等学校普通科及び英語科収容定員(増)に係る学則変更認可」について、事務局から説明願います。

**事務局:**(資料に基づき説明)

**議長:**これは前回、宿題になっていた部分がございまして、変更理由が「教育の充実のため」とあったのですが、それが学級の改編などとどう結びついているのかが見えにくいということで、法人の方に詳しく説明してもらうことにしました。

特に英語科については、1学級36名から40名への増となっているということもありました。それに対して、今回、補足資料にありますように、教育の充実などについて法人がどのように考えているかということの説明がありました。英語科については40人にはなるのですが、コースを設定するということで、2クラスに近いような形になるのではないかと思います。

これについて、御意見等ございませんでしょうか。

**大島委員**: 生徒数の見込みのところですが、具体的には100名の増加を見込んでいるということなんでしょうか。

**事務局**: 入学定員170名に対して、実員数が100名を見込んでおりまして、その後は毎年10名ずつの増加を見込んでいるということです。

**日景委員**: さきほどの1号から3号も収容定員に関することで同じような案件で、資料には現在の現員数が書かれておりますが、この4号には記載されていません。同じように、現員がいくらいなのかということがあれば、今の質問のようなことに対してもわかりやすいと思います。

**事務局**: 平成26年度では、普通科が54名、英語科が15名、音楽科が2名、合計で71名となっております。この入学者数を100名にしたいということです。

**議長**: 高等学校については、学科別に記載するなど難しいところがあるかもしれません、今後は資料に載せていただくことは可能でしょうか。

**事務局**: 今後、このような収容定員に関する案件につきましては、資料に載せることとしたします。

**花田委員**: 明の星中学校について、例えば3年生が現在、どのくらい在籍者がいるか、教えてもらえますか。それが来年度の入学者数にも影響すると思いますので。

**事務局**: 26年度ですと、1学年が6名、2年生が10名、3年生が5名の計21名が在籍しております。

**花田委員**: 極めて少ない在籍者数と言えますね。

**議長**: 数年後には県内の高校の生徒数が現在の70%台にまで落ち込む可能性が高いですし、楽観的とは言えませんね。

**花田委員**: そうした少子化の中で、明の星中学校からの入学者も期待しながらも、なかなか厳しい状況だと思います。しかし、今回の補足説明も踏まえまして、反対するものではありません。

**議長**: 補足については、このように強化が図られるということで御理解いただけるかと思います。他に御意見はございませんでしょうか。ないようでしたら、諮問第4号について、認可すること

が適当であると答申してよろしいかお諮りします。御異議はございませんか。

**各委員:**(異議なし)

**議長:**それでは、審議の結果、諮問第4号については、認可が適当であると答申するものとします。

**議長:**次に、諮問第5号「八戸工業大学第二高等学校収容定員（減）に係る学則変更認可」について、事務局から説明願います。

**事務局:**(資料に基づき説明)

**議長:**さきほど事務局の方に確認したのですが、収容定員は750名で26学級となっていますが、参考にある募集定員をみると8学級になっていて、単純に3倍すると24学級になりますが、これは2年生になるとコースに分かれる関係で2学級増になっているようです。

このことについて、御質問、御意見がありましたらお願ひします。

数字だけ見ますと、そんなに乖離しているわけではないんですが、おそらく今後のことも考えておられるのではないかでしょうか。

いかがでしょうか。御異議がないようでしたら、第5号についても認可が適当であると答申してよろしいでしょうか。

**各委員:**(異議なし)

**議長:**本日、認可することが適当であると答申することに決定した諮問事項につきましては、ただ今、事務局で配付する文案で答申を行いたいと思います。

(事務局から各委員に答申書案配付)

**議長:**答申書の文案につきまして、御異議ございませんか。

**各委員:**(異議なし)

**議長:**異議がないようですので、この文案で答申することにいたします。

## <その他>

**議長:**続きまして、次第3「その他」に入ります。

「平成26年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会の報告について」ですが、下山委員が出席されましたので、下山委員から報告をお願いします。

**下山委員:**去る、8月26日に岩手県盛岡市で開催されました、平成26年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会に出席しましたので、その概要を報告いたします。

はじめに、岩手県私立学校審議会会长、岩手県総務部長からあいさつがあり、その後意見交換を行いました。

意見交換では、学校設置認可等を行う際の審議会委員による現地確認の実施状況のほか、私どもの学校法人では幼稚園も運営しております関係で、子ども・子育て支援新制度については大変関心がありまして、こういったことについての審議会の関わり方などについて議論が交わされ、非常に参考になる会議だったと思います。

子ども・子育て支援新制度については、まだ未確定な部分もありまして、私も五所川原市の会議に出席させていただいていますが、募集の時期にあるにも関わらず、何も提示できなく、非常に幼稚園としては困っている状況です。

今回の会議では、この新しい制度について意見交換されましたが、各県とも審議会の関わり方などについては検討中というところが多かったように感じました。

**議長:**ありがとうございました。

次に、「第69回全国私立学校審議会連合会総会の報告について」ですが、田澤委員が出席されましたので、田澤委員から報告をお願いします。

**田澤委員:**去る、10月30日、31日の両日に岡山県岡山市で開催されました、第69回全国私立学校審議会連合会総会に出席しましたので、その概要を報告いたします。

はじめに、全国私立学校審議会連合会会长、続いて開催地である岡山県私立学校審議会会長からあいさつがありました。

また、私立学校審議会委員功労者表彰があり、本県からは、今年7月まで委員を務めておられた、古館きよ氏が受賞されました。

その後、平成25年度事業報告、収支決算報告、平成26年度事業計画、収支予算などが報告・協議されました。

総会終了後は、各専門部会に分かれて協議が行われ、私が出席した高等学校関係の専門部会では、生徒急減期を迎えるにあたって、収容定員の増員申請があつた場合の審議会における対応及び考え方などのほか、各部会の共通議題では、私立学校法改正に伴い、新たに措置命令等に係る審議会からの意見聴取を行うこととなったことについて意見交換がなされました。

た。

特にこの部会では、私立学校法改正に伴う措置命令や役員の解任に係る対応について、措置命令が適当であるかについての審査基準を策定しているかという課題がありますが、ほとんどの都道府県では策定されていないということでした。

それから、措置命令の適否を審議会で審査する際、私立学校の独自性をどのように担保するかという点についても、案件を個別に判断していくしかないといった様々な意見が出されていました。

3つ目の課題ですが、私立学校審議会として、法改正により新しく求められる意見があつた場合、どのような体制や備えが必要かといったことについても協議されましたが、現段階においては、青森県も含めてですが、まだ案件が出ていないことから、その時点で考えるとか、全国の審議会でどのような事例が出ているかをまとめておき、事案が発生した際に対応できるようにしておくことが必要だといった意見が出されました。これについても統一的な方向性を見出すことが出来ないという状況です。

私が参考になったのは、「今回の改正によって私学の自主性の尊重という私立学校法の基本的な考え方は変わるのか」という国会での質問に対して、下村文部科学大臣は、「今回新たに規定する措置命令は、学校法人の法令違反や運営の著しい不適切を要件とし、重大な問題がある学校法人のみを対象とすることと、それから、現行制度と同様に、行政の権限の濫用がないよう、私立学校審議会等に事前に意見を聞く仕組みを設けるということをしておりまして、私学の自主性への信頼を基礎とした現行制度の基本的な理念は、今回の法改正においても何ら変わるものではない」という答弁をしており、その点では良かったと思っています。

また、ある学校法人で、理事会に諮らずに学校法人の財産を処分していたということがあり、それに対して審議会委員が調査に入ろうとしたが断られたという事例も紹介され、措置命令が必要な場合もあるという事例を聞き、納得しました。

**議長:**あまり規定を細かくされると運用する時に大変ですし、包括的な規定にすると恣意的に運用されます。しかし、私学の精神を尊重してというのは根本原理ですから、私学の自主性という根本に関わることではないと思います。

まだ、具体的なものは決まっていないんですよね。

**事務局:**基本的に、審議会そのものは県が様々な許認可等を行う際に第三者機関としてチェックするという仕組みになっております。今お話になつた件につきましても、規定の運用にあたっては趣旨を踏まえて運用していく必要があると考えておりますが、全国の状況なども十分把握しておりませんので、情報収集をしながら、適切な方法についても検討し、対処していく必要があると考えております。

**議長:**私立学校だけではなく、あらゆる部分について法令遵守が問題となっておりますが、今後、進展や情報などありましたらお伝えいただきたいと思います。

ただいま、お二人の委員から報告いただきましたが、御質問等ございますでしょうか。

**大島委員:**かねてから問題になっている広域通信制の問題は今回でなかつたのでしょうか。

**田澤委員:**出ておりました。ただ、今回話題になったのは、広域通信制の学校での暴力問題についてでした。しかし、それをどう処理するかといつても各都道府県の審議会では難しい。全国にあるわけですから、所轄の都道府県でも把握するのは難しい。ですから、本人同士の問題として解決していくしかないといったような意見が出されていたようです。

**議長:**これは審議会にふられてもなかなか大変ですよね。県で指導力を発揮してくれないかという話もありますが、県でも私学の個別の事案について指導していくのも大変ですし、どうやっていくのかと。

**大島委員:**八戸でもいつの間にか学校が出来ていたということがあるんですね。どんな教育をして、それが卒業に値する教育なのか、それを指導するのは設置法人のある県なのかということをいつも思うんです。

**事務局:**設置法人のある県では、全国にどのような施設があるのかということは把握できるんですが、他県にある学校法人が本県に広域通信制の施設を作っている場合には把握するのは難しいという現状があります。広域通信制については、それぞれの県だけでは対応が難しいという問題があります。

**議長:**各県でも対応に困っていて、やれる範囲も限定されるということなのだと思います。

**下山委員:**北海道・東北の会議でも同じような意見が出ていて、警察と連携した取組をしている県などもありましたが、大概の県では現状を把握しきれていないというのが現状のようです。

**議長:**各県とも困っているという声は上がっているのですが、どこでやるかといえば県単位では出来ない。

**田澤委員:**そこで、全国私立学校審議会連合会でも文部科学省にガイドラインを作って、指導できる体制を作ってほしいと要望はしているようです。

**事務局:** 基本的には学校が責任をもってやることになるのですが、他県の学校法人がどこに学校を設置していて、どのような教育を行っているのかという把握から行って、何ができるのか見極めながら、県としてできる範囲で指導しているというのが実態だと思います。ただし、遠く離れた県外の学校の実態が分からぬといふこともありますので、国の方でガイドラインを作つていただけすると、それに沿つて適切な指導が検討されることになりますので、全国的な方向性といふのを踏まえながら、対応していくのが重要だと思います。

**大島委員:** 広域通信制に行く生徒は、学校に適応できなかつたり、退学していくわけですけれども、自習しているだけだつたり、教育らしい教育が出来ているのかと思うような所もあるわけです。普段は塾をやっている所で、空いた時間に来て自習をして、授業料を払えば単位がもらえて卒業できるというような話も聞いたことがあります。もちろん良心的な所もありますが、これからの人材を育てるという点では責任を持った教育をするべきだと思います。人口減少社会にあって、人は宝ですので、勉強すべき時にはしなければいけないと思っています。

**議長:** 実際に、教育の内容に立ち入つて、こういうものが教育と言えるんですかと指導することも難しいですね。

**大島委員:** 今回のような措置命令など厳しい制度ができる反面、問題が放置されているようにも感じます。

**議長:** 外形的な問題であれば指導できるんでしょうけど、教育の内容ということになると、この教育はおかしいとはなかなか言い切れないですよね。

**田澤委員:** 商業主義に則つてやるところが出てくるから問題になるんですね。

**大島委員:** 生徒にすれば自由でいいわけですよね。そういう双方の利益が一致しているのかもしれませんけれども。

**議長:** 県内でもそういう事例が見られるようになってきたら、国の考え方なども聞きながら対応していく必要がありますね。

**花田委員:** しかし、こういうネット社会にあって、従来通りの教育方法でよいのかとも思います。特に全国的な通信制というのはいずれ変わっていくのではないか。

また、著名になる方は通信教育を受けている人が多いんです。素晴らしい教育をしたのかといふのは別の話ですが、そういう時代になってきているということを我々も頭の中に入れておか

なくてはならないのではないでしょか。

**議長:**インターネットを活用した教育をやっていくことが良い方向に向かっていくための一つの過程であればいいんでしょうね。

他にございますでしょうか。

**鷹山委員:**私から私立学校にエールを送りたいと思います。

毎回、会議に出るたびに定員の削減ということが問題になっております。私立学校は本当に大切な存在です。どうか、経営が難しく、子どもが少なくなっている中にあっても、県立のように閉鎖、統合すればいいということではなく、頑張っていただきたいと思います。子どもが減れば、学校をなくせばいいという、県立高校の方向性に非常に疑問を持っています。

私立学校の経営者の皆様、そして、そこで従事する教育者の皆様、負けないでほしいと思っています。

**議長:**私立学校の教育の多様性というものが必要なんだと思います。非常に素晴らしいお話をありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

**事務局:**どうもありがとうございました。これをもちまして第283回青森県私立学校審議会を閉会します。

なお、次回の審議会の開催時期は、2月頃を予定していますので、よろしくお願いします。